

C型肝炎患者救済にむけての調査研究 ご協力のお願い

肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会
平成28年1月15日

厚生労働省 医薬食品局 血液対策課



本日の内容

- 厚生労働科学研究費補助金「C型肝炎救済のための調査研究及び安全対策等に関する研究」について
- 一次調査（アンケート調査）中間報告
- 二次調査（カルテ調査）ご協力をお願い

国立病院機構長崎医療センター 八橋弘先生



C型肝炎救済のための調査研究及び安全対策等 に関する研究

【厚生労働省医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業】
(平成27年度～29年度)

【背景】

過去に、妊娠中や出産時、手術時の大量出血で、特定の血液製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染した方に対し、「C型肝炎特別措置法※」に基づき給付金の支給が行われている。

※ C型肝炎特別措置法（特措法）：特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（議員立法）

【一次調査（アンケート調査）】

目的：C型肝炎の感染経路についての実態調査。特措法の周知。

方法：主治医から対象者にアンケートを配布し、事務局が回収。

【二次調査（カルテ調査）】

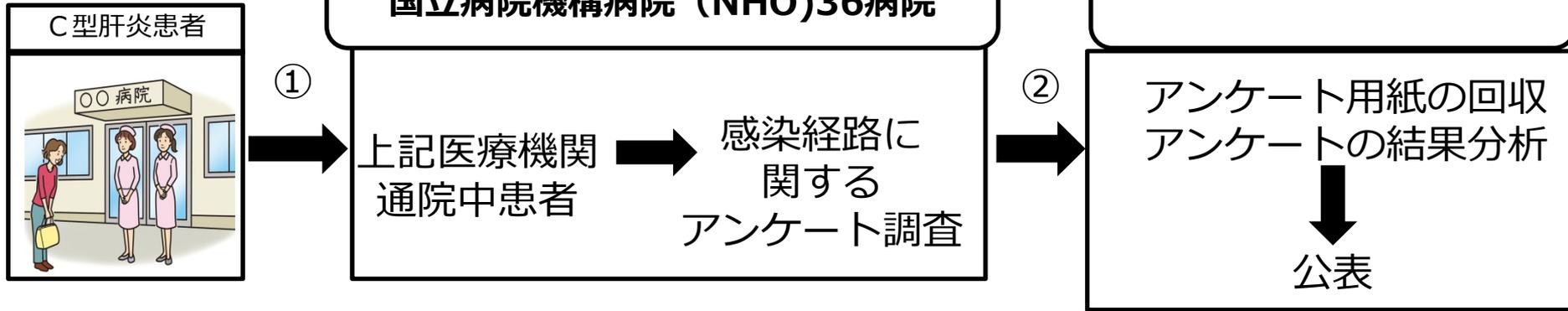
目的：C型肝炎感染被害者のさらなる救済。

方法：カルテ調査希望者について、各病院に個別問合せを行う。

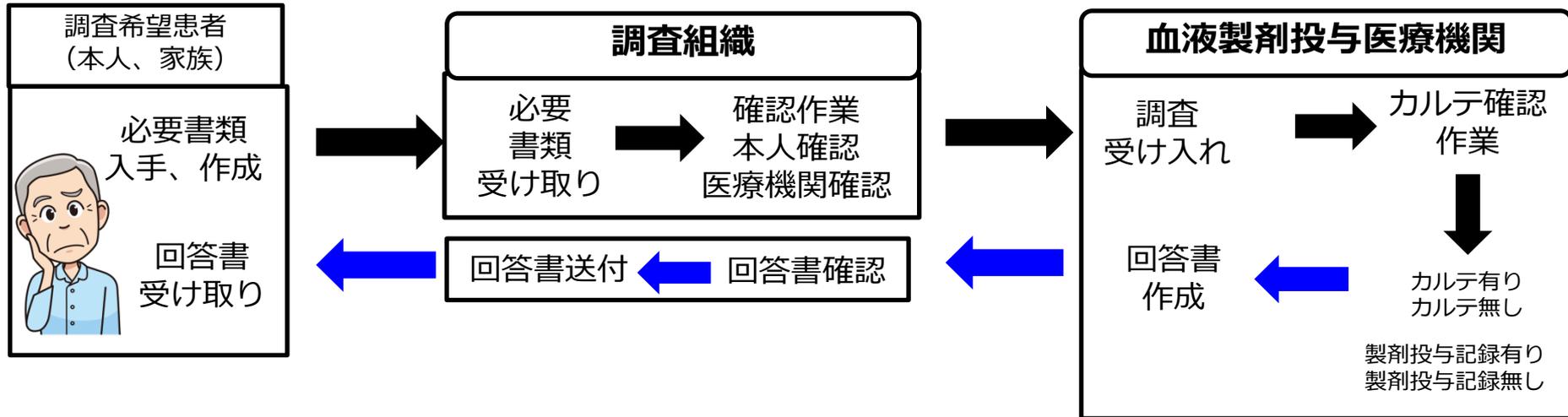


C型肝炎救済のための調査研究（案）

1次調査



2次調査



国立病院機構長崎医療センター
八橋先生のご資料より